

# 在外選挙の制度と手続きについて



## 登録・投票は簡単です

### 在外選挙登録資格

- ①満18歳以上で
- ②日本国籍を持っていて
- ③海外に3か月以上お住まいの方 (出国時登録申請を除く)

必要書類を準備し  
申請書に記入、大使館、  
総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館  
などから住所確認の  
連絡を受ける

選挙人証の受取

- 用意する物
- ・旅券
  - ・申請書
  - ・居住している事を  
証明できる書類  
(在留届を提出済の方は  
不要です。)



電話又は葉書

選挙人証



※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに数か月かかります

※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

### 在外投票は次の3つの方法から選択できます

#### 在外公館投票



直接  
派  
直接日本大使館・総領事館  
(領事事務所)に出向いて  
投票する方法。

#### 郵便等投票



投票用紙等を事前に請求して、  
記載の上、登録先の選挙管理  
委員会へ郵送する方法。

#### 日本国内で投票



一時帰国した方や帰國直前で転入  
届を提出して3か月未満の方は、  
日本国内でも投票できます。



### 同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書<sup>\*</sup>、代理の方の旅券を御用意ください。  
※申請書と申出書は領事窓口または総務省のホームページから入手できます。

- 外務省 1.平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

- 2.平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、在ジャマイカ大

TEL： 1(876) 929-3338

Mail: consul@kg.mofa.go.jp

または

外務省 在外選挙 検索 まで。

